

2019年10月吉日

お客様各位

HASCO JAPAN 株式会社

インド向け貨物に於けるマニフェスト規制に関して -更新

拝啓 時下、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

インド税関からの通達により、インド発着及びインド経由貨物を対象としたマニフェスト規制(Sea Cargo Manifest and Transshipment Regulations : SCMTR)に関しまして、11月1日より本格始動となりますので改めてご案内申し上げます。

適用開始時期： 2019年11月1日(インド発着ベース)

対象貨物 : インド向け貨物

申告事項 : DR/ACL に下記をご記載ください。

◆6桁の HS CODE

◆IEC Code^{※1} & GSTIN Number^{※2}

◆Notify Party の Permanent Account Number (PAN)^{※3}

◆HOUSE B/L 情報 (HOUSE B/L NO., HOUSE B/L DATE)
但し現地フォワーダー様が提出する場合不要です。

INVOICE VALUE の記載に関しましては任意ベースでございます。記載が必要な場合は DR/ACL にその旨記載下さい。

※1 IEC Code - Importer-Exporter Code (輸出入業者コード)

※2 GSTIN Number - GST identification number (物品・サービス税=GST の納税者識別番号)

※3 PAN - インド所得税当局が発行する 10 桁の納税者番号

インド入港直前の寄港地を出港する 72 時間前までに正しい B/L 情報をご提供いただけない場合、インドでの貨物のお引渡しに支障をきたし追加費用が発生する可能性があります。お客様におかれましては何卒ご留意頂けますようお願い申し上げます。

何かご不明点がございましたら担当までお問い合わせください。
お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具